令和５年３月作成

○福岡市における通所系サービス事業所等の設備基準にかかる留意事項

本市で指定を受ける通所系サービス事業所が設置する設備等に関して、次のとおり留意すべき事項をまとめました。通所系サービス事業所の開設を検討する事業者の方は、ご確認をお願いします。通いサービスのある事業所についても、必要に応じて参考にしてください。

なお、令和５年４月時点で既に指定を受けている既存事業所につきましても、今後はこの留意事項に準じた確認を行いますので、設備の変更等を行う場合はご留意ください。

※通所系サービス事業所の例
通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、第１号通所事業
※通いサービスのある事業所の例
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

【食堂及び機能訓練室】・・・利用定員×３㎡以上の面積が必要

１．面積計測時の留意点

（１）面積は壁芯からではなく、利用者が有効に使用できる面積（内法）で測ること。

※ 数値上面積が基準を満たしていても、部屋の形状等により利用者の処遇に影響がある場合は有効面積でないと判断することがある。

※ 柱やパーテーション等の部分も除いて計算すること。概ね 180 ㎝以下の高さにある壁付の棚や、カウンターが突起している部分についても除外すること。

※ パーテーションなど可動部分については、計測後ずれることがないよう、床に目印をつける、床の色を変えるなど工夫すること。

（２）食堂及び機能訓練のために利用者が直接使用しない設備が設置されている部分は面積から除外すること。

＜利用者が直接機能訓練に使用しない設備の例＞
棚、靴箱、荷物ロッカー（利用者用を含む）、ハンガーラック（利用者用を含む）、冷蔵庫、電子レンジ、給茶機、洗濯機、テレビ（キャスターの有無に関わらず据え置きの場合）、植木鉢（観葉植物）、従業者の記録等のためのスペース

※ 従業者の記録等のための机については、従業者の作業スペースとして後方１ｍを合わせて除外すること。

※ サービス提供時に利用者が直接使用するテーブルや椅子・ソファ・カウンターや、機能訓練に使用する器具等については除外不要。

※ 洗面台のうち、車いす対応のもの（洗面台下に足が入るもの）については除外不要。

※ ゴミ箱等、小さなもので機能訓練に支障がないと判断されるものについては除外不要。

※ 空気清浄機、加湿器等感染対策のために設置するものや、消防で設置が義務付けられている消火器（機能訓練に支障がない小さなもの）は除外不要だが、機能訓練に支障がない場所に設置することが望ましい。

（３）他設備（静養室や事務室、相談室、玄関部分、通路・廊下部分、厨房、事務スペース等）は面積から除外すること。

※ 従業者が使用するキッチンについては、従業者の作業スペースとして後方１ｍを合わせて除外すること。

※ 通路としてのスロープ部分についても除外すること。

（４）当該通所介護事業所の他の単位、または他の事業所、施設等が兼用部分を利用する際に、食堂及び機能訓練室内を通る構造の場合の当該通路部分は面積から除外すること。

※ 当該建物における通路・廊下部分については、原則として食堂及び機能訓練室の面積から除外すること。利用者が機能訓練の一環として歩行訓練等に使用する場合も同様とする。

２．複数の部屋等を結合して機能訓練室とする場合の留意点

（１）狭隘（きょうあい）な部屋を多数設置することにより面積を確保しないこと。

※ 高齢者が体を動かすのに十分なスペースが必要であり、具体的には両手を広げて足りる程度の幅は確保すること。

※ 見通しのきかない複数の部屋を１単位として認めることはできない。

＜見通しがきかない部屋の例＞

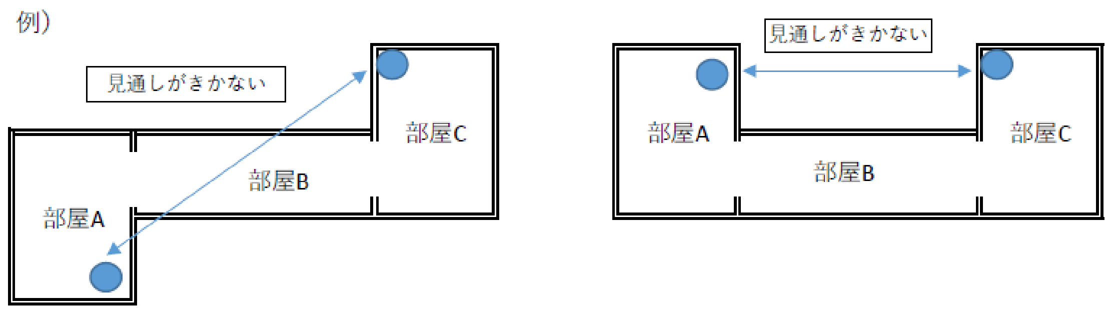

（２）部屋と部屋を接続する開口部は十分な大きさを保つこと。

※ 本市では、180㎝を最低限の大きさの目安とする。

【相談室】

１．遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されていること。

※ 本市においては、相談室は相談者のプライバシーを保護する観点から、壁で区切られた個室とする。例えば、１つの部屋を区切ることで事務室と相談室を併設することは認めない。

※ プライバシー確保の観点から、個室の入口は扉であること。

※ 窓際に設置する場合には、外部から中の様子が見えないようカーテン（防炎のもの）等を取り付ける、窓をカスミ加工にするなど、相談者のプライバシーに配慮すること。

２．利用申込の受付、相談等に対応するのに必要な広さを確保すること。

※ 車いすの取り回しが可能な広さを確保することが望ましい。

※ 冷暖房が全く使えない等、利用者への接遇に望ましくない部分を使用しないよう配慮すること。

※ 職員の休憩室や更衣室と兼用しないこと。相談室を物置としないこと。

３．利用申込の受付、相談等に対応するのに必要な設備を確保すること。

※ 車いすの相談者や、足腰の弱い相談者の来所も想定されるため、車いすの方が利用するのに不便のない高さの机や、背もたれがある安定した椅子を準備すること。

【静養室】

１．利用者が静養できるスペースを確保すること。

※ プライバシー確保、静養の観点から、個室又はカーテン（防炎のもの）、パーテーション等で仕切られたスペースとすること。

※ ベッドや布団を置くことができ、介助が可能な広さを確保すること。押し入れ等、通常人が静養することが考えられないスペースを静養室とすることは安全性確保の観点から適切ではない。

※ 見守りの観点から、原則、食堂及び機能訓練室に隣接した場所が望ましい。

※ 個室を静養室とする場合、ナースコールのように利用者が職員を呼ぶ仕組みを整えること。

※ キッチンや相談室、事務室の付近等は、調理の音や会話が聞こえるため、適切ではない。

【事務室】

１．スタッフが作業を行うのに必要なスペースを確保すること。

※ 他事業所と事務室を共用する場合は、専用区画を設けること。

２．鍵付書庫、複合機を置くスペースを確保すること。

※ 他事業所と事務室を共用する場合は、鍵付書庫は他事業所のものと区別すること。
複合機は共用でもよいが、個人情報の管理に留意すること。

３．個室でなくてもよいが、事務室内で管理する個人情報が、食堂・機能訓練室にいる利用者から見えてしまうことがないよう工夫すること。

【洗面設備、便所】

１．事業所専用の洗面台を設置すること。

※ 利用定員を勘案して必要数設置すること。

※ 利用者が使う洗面台のほかに、外部から来た相談者が使えるように、少なくとも事業所入口付近に１つ設置されていることが望ましい。

２．事業所専用のトイレを設置すること。

※ 福祉用トイレが１つ以上あることが望ましい。

※ 利用定員を勘案して必要数設置すること。

３．すべてのトイレは壁で仕切り、出入り口は扉とすること。

【浴室】

１．十分な脱衣スペースを設け、浴室には手すり等必要な設備を設置する等、要介護者が安全かつ適切に入浴できる設備とすること。

※ 浴槽の床は冷えにくく滑りにくくするよう配慮すること。

※ 利用者が溺れる等の事故を防ぐため、浴槽の幅、奥行き、深さに配慮すること。

※ 個浴を設置する場合は、介護浴槽等種類を考慮することが望ましい。

※ 洗剤等、利用者が誤飲する恐れのあるものの保管場所に留意すること。

２．介護に必要とされる以上の設備を設置しないこと。

※ 娯楽施設と疑われるような露天風呂等の設置はしないこと。

３．浴室と脱衣室の温度差に配慮すること。

※ 空調の設置等、とくに冬場の温度差に配慮すること。

【汚物流し】

１．天井まで区画し、清潔・不潔を区別すること。

２．利用者が誤って利用しないように配慮すること。

※ 利用者から見えない位置に設置する等、利用者が誤って洗面台等として使用しないよう配慮すること。

問い合わせ先
福岡市 福祉局 高齢社会部
事業者指導課　在宅指導係
TEL：092-711-4257
FAX：092-726-3328
E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp